

海外計量事情

第51回 CIML 委員会 及び第15回 OIML 総会の報告

国立研究開発法人 産業技術総合研究所
計量標準総合センター 国際計量室

総括主幹 松 本 毅



写真1：第51回 CIML 委員会の集合写真 (BIML 提供)

1 OIML の概要

国際法定計量会議 (略称：OIML 総会) は国際法定計量機関 (OIML) の最高決定機関であり、原則として4年に一回開催されている。国際法定計量委員会 (略称：CIML 委員会) は OIML の理事機関として総会を支援する役割があり、毎年開催される。CIML 委員会は加盟国を代表する CIML 委員により構成され、その審議の結果は OIML 総会で最終承認される。2017年1月現在、OIML 代表に相当する CIML 委員長は英国 (元、NMRO) のピーター・メイソン (Peter Mason) 氏、第一及び第二副委員長はそれぞれ、ドイツ (PTB) のローマン・シュワルツ (Roman Schwartz) 氏と三木

幸信氏、事務局である国際法定計量事務局 (BIML) の局長は米国出身のステファン・パトレ (Stephen Patoray) 氏が担当している。前回の第50回 CIML 委員会はフランスのアルカションで開催され、前回の総会は2012年にルーマニアで第47回 CIML 委員会と同時に開催された。

2 第51回 CIML 委員会

第51回 CIML 委員会と第15回 OIML 総会はフランス東部に位置するストラズブル (Strasbourg) の国際会議センターにおいて、2016年10月17~21日の日程で開催された。その集合写真を写真1に示す。BIML の資料によると、この委員会への参加者は、正

加盟国50カ国から102名、準加盟国16カ国から30名、及びBIMLやその他の参加者も含めて合計160名であった。そのうち我が国の経済産業省から2名、そして計量標準総合センター（NMIJ）から三木代表をはじめとする4名の合計6名が参加した。

2.1 RLMO（地域法定計量機関）円卓会議

この会議はCIML委員会に先立って毎年開催されており、RLMOの代表者が参加している。今回の円卓会議は10月17日の午前開催され、三木氏が第二副委員長として議長を務めた。この会議には、AFRIMETS、APLMF、COOMET、GSO/GULFMET、SIM、WELMEC及びBIMLを代表して、合計15カ国から30名が参加した（略称の説明は7章）。その主な内容はRLMOの代表・代理による活動報告、各RLMOのイベント、RLMO連携のためのホームページの作成状況、各RLMOが実施する研修やセミナーの状況、電子研修制度（E-Learning）であった。また、OIML文書の内容を加盟国が具体的に実施するためのガイドの必要性も指摘された。なお、この会議の後には中国が議長を務めるCEEMS諮問部会が同じ会場で開かれ、同部会の活動報告が行われた。

2.2 開会式及び委員長とBIMLの報告

開会式では、フランス政府代表が開会挨拶を行った。その概要はフランス及び開催地であるアルザス地方の紹介、フランス政府による計量制度への取り組み、法定計量制度における認定制度の活用などであった。これに続いて、メイソン氏とパトレ氏がそれぞれCIML委員長の報告及びBIMLの活動報告を行なった。この中でメイソン氏は、(1) OIML文書の作成／改訂作業の効率化、(2) OIML証明書制度の更なる改革、(3) 途上国からの要望や期待への適切な対応について強調した。

2.3 CIML委員長、副委員長、及びBIML局長の人事

CIMLの委員長と副委員長の任期は共に6年で、メイソン氏は2011年の第46回委員会において委員長に就任した。しかし今回の委員会までに立候補者が見つからなかったため、委員長の候補者募集と選挙手続きを第52回委員会まで延期することが提案され承認された。シュワルツ氏は2010年の第45回委員会におい

て第二副委員長に就任し、第47回委員会において第一副委員長に昇格した。今回の委員会ではシュワルツ氏自身のみが第一副委員長に立候補したため、最終日の選挙において同氏の任期を6年間延長することが承認された。

2016年2月にはBIML副局長の一人であったウィレム・クール（Willem Kool）氏が在任中に急逝したため、一部のCIML委員より構成される臨時の選定委員会を組織し、後継者を指名する手続きを開始することが合意された。なおこの過程では、OIML条約の解釈にまで遡った副局長の役割やその妥当な人数についても議論があった。一部のCIML委員は副局長を1名に減員することを提案したが、増大するOIMLの業務量を考慮して、多くの委員は現在の2名の体制を維持することを望んだ。また2016年前半には業務量を分散させるため、BIMLは暫定的に英国出身のポール・ディクソン（Paul Dixon）氏とカナダ出身のジル・ヴィネット（Gilles Vinet）氏を採用した。

2.4 加盟国及び準加盟国

この一年間のOIML加盟国の変遷についてBIMLより報告があった。カンボジアとタイが正加盟国へ昇格し、アンゴラが準加盟国として加盟した。その一方で、一部の国が会費未払いを理由として除名された。

2.5 予算に関する案件

OIML分担金の年額は4つのクラス（等級）に分類されている。クラス1に相当する額が基本分担金に相当し、クラスが上がるごとにその額は2倍となる。我が国は最高のクラス4に位置するため、基本分担金の8倍が課金されている。一方で準加盟国の分担金額は、基本分担金の10分の1である。

委員会ではBIML局長のPatoray氏により2015年度の会計報告が行われ、更に総会に備えた次期会計期間（2017～2020年）の予算計画について説明と提案があった。ちなみに第14回総会（2012年）では、中国、インドなど一部の加盟国の分担金クラスが引き上げられた。その反面、正加盟国の基本分担金は前会計期間（2009～2012年）から3%値下げされ年間€14,000となった。OIML基本証明書／MAA証明書の登録手数料についても値下げされ、€350／件となった。次期会計期間については、基本分担金及び証明書の登録手

数料共に、現在の会計期間と同じ額が提案され、総会において承認された。加盟国のクラス分けも見直された結果、全ての加盟国に課金される基本分担金の総数は現在の144から146へと増えた。

OIML 翻訳センターは1975年に設立され、その業務は外部の翻訳業者に委託されていた。同センター設立当初は、OIMLの公用語であるフランス語で文書が作成されていたので、英語への翻訳を必要とする加盟国が自発的に分担金を支払っていた。しかし近年では文書は主に英語で作成されるため翻訳作業は減少し、分担金には大きな剰余金が残っていた。そのためBIMLは翻訳作業や文書の電子化作業を積極的に行い、剰余金を大幅に削減した。2015年6月にBIMLは我が国も含む15カ国の出資国に対して最後に残った剰余金の取り扱いについて問い合わせを行い、出資国は(1)対象文書を拡大して使い切る、(2)出資国へ返金する、(3)預かり金として保管するのという3つの選択肢から選んで回答した。その結果、剰余金はなくなり、今回の委員会では翻訳センターの閉鎖が決定された。

2.6 開発途上国 (CEEMS) に関する案件

最近OIMLでは、開発途上国に対してCEEMS(語源は7章参照)という新しい略称を使っている。第48回委員会において、CIML運営委員会のメンバーであり、当時のAPLMF議長でもあった中国のプー・チャンチェン(蒲長城)氏の提案により、途上国のための新しいCEEMS諮問部会が発足した。同諮問部会は第50回委員会の直前にセミナーを開催し、その後2016年にはOIMLの試験的研修センター(OPTC)を設立し、OIMLの名を冠して中国において研修とセミナーを開催した。OIMLはこの諮問部会の活動を積極的に支援しており、今回の委員会では同部会の議長であるPu氏の任期を延長すること、及び同部会を支える新しい基本(B)文書を作成し加盟国の積極的な参加を促すことについて合意された。

これ以外の活動として、BIMLはアフリカ地域を担当するAFRIMETSの計量学校に対して積極的に協力を続けている。DCMASは複数の国際機関、即ちBIPM、IAF、IEC、ILAC、ISO、ITC、ITU、OIML、UNECE、UNIDOにより構成される計量/標準/認定分野の途上国支援活動である。OIMLはその2016~2017年の議長を担当し、同機関のホームページ刷新作

業にも貢献した。南北アメリカ大陸を担当するSIMについては、この地域の加盟国がOIML活動に消極的であるという事実が指摘された。その背景には言語の問題もあるため、OIML予算を使ったスペイン語への翻訳も話題に上がったが、明確な結論はなかった。ACP-EU TBTプログラムは、貿易に対する技術障壁の低減を通じてアフリカ諸国、カリブ海諸国および太平洋諸国における貿易の活性化を図ることを目的とした欧州連合の活動である。BIMLはe-ラーニング・システムの開発を通して、このプログラムに協力している。

更にBIPMのマーティン・ミルトン(Martin Milton)氏がCEEMSを支援するBIPMの活動紹介を行った。その要点は、CBKTの推進、CIPM MRAの推進、KCDBの更新であった。BIPM主催の「明日の指導者セミナー」では、BIML副局長のイアン・ダンミル(Ian Dunmill)氏も講師を務めた。

2.7 他機関との協力関係 (リエゾン)

IECの適合性評価委員会のデイビッド・ハンロン(David Hanlon)氏が報告を行った。IECが運用している複数の適合性評価制度はOIML証明書制度ともよく似ているため、以前からIECはOIMLとMoUを締結して連携している。これに続いてオーストラリアNATAのアンдре・バレル(Andre Barel)氏がILACを代表して活動報告を行った。ILACは証明書制度における技術専門家の審査、及びISO/IEC 17025の法定計量への適用についてOIMLと連携している。

2.8 技術活動: B6「OIML技術作業指針」の改定作業

B6はOIMLの重要な基本文書の一つであり、TC/SC/PGの構造や、主に国際勧告(R)を対象とした文書改定の手続きなど、技術活動の基本的な枠組みを規定している。第46回委員会以降、B6改定のための議論が続いており、その中で我が国も意見を提出してきた。そして2011、2012、2013年には、相次いでB6の改訂版が発行された。第50回委員会では、今後のB6の改定作業の進め方について議論があり、「代案2」と呼ばれる国際勧告とは異なる迅速化した手続きの採用が認められた。しかしその後の副局長クール氏の死去の影響もあり、B6改定の作業は停滞している。今回の委員会では、メイソン氏が状況報告のみを行い、臨時PGによる作業の継続について確認したのみに留まった。

2.9 技術活動：OIML 証明書制度

法定計量における証明書制度とは一般に、計量機関が実施する計量器型式に対する適合評価について、その適合証明書、型式評価報告書及び試験結果について国際的な相互受け入れを実現するための制度を意味する。OIMLでは、1992年に基本証明書制度の運用が開始され、そして2006年にはMAA制度が導入された。MAA制度は基本証明書制度を置き換えるべく設計された新しい制度で、型式評価に関与する試験機関の能力をより厳しく審査し、適合証明書と型式評価報告書に対する信頼性を向上させ、相互受け入れの義務も強めている。

しかし10年を経ても基本証明書制度からMAA制度への移行が進んでいないという問題がCIMLにおいて指摘されており、そのためシュワルツ氏を主査とする証明書制度プロジェクトグループ(CSPG)が組織され、新しい統一された証明書制度(OIML-CS)への移行に向けた検討が続いている。このOIML-CSでは、従来のMAA制度と基本証明書制度が、それぞれ実質的にはスキームA及びBとして残ることになる。またMAA制度の参加資格審査委員会(CPR)を吸収する

形で、運営のための新しい4つの組織、即ち運営委員会(MC)、諮問委員会(AP)、裁定委員会(BoA)、試験機関フォーラム(TLF)を設立し、それらが連携しながらOIML-CSを運営することになる。

委員会ではシュワルツ氏からCSPGの活動報告があり、同氏は今回の改革がOIML証明書制度の発足以来、MAA制度の導入に続く二度目の大改革であるという事実を強調した。更にBIMLのディクソン氏は最終基本文書案Bxx、それを補足する3つの運用文書と9つの手続き文書について説明した。そして採決の結果、最終基本文書案は承認され、委員会の後にB18「OIML証明書制度の枠組み」として発行された。更にCSPGの解散と予備運営委員会(prMC)への移行、及びprMCへの参加メンバーの募集についても合意された。OIML-CSの運用開始の日程は2018年1月1日が予定された。

CSPGへの我が国の関与については、国際法定計量調査研究委員会(国法調委)の計量器証明書分科会によって議論を重ね、CSPGへ複数回コメントを提出した。我が国の基本姿勢は、時間をかけても全ての加盟国に受け入れられるような完成度の高い証明書制度を

表1：第51回 CIML 委員会及び第15回 OIML 総会で承認された最終文書案とプロジェクト

No.	TC/SC/PG(幹事国)	文書番号	最終文書案の名称
1	TC6/p3 (南アフリカ)	R87	包装商品の内容量
2	TC11/SC3/p3 (ロシア)	(新)R147	-50℃から2500℃までの温度範囲の黒体放射源
3	TC17/SC1/p1 (米国/中国)	R59	穀物及び油脂種子の水分計 第1-3部
4	TC17/SC8/p1 (オーストラリア)	(新)R146	穀物及び油脂種子の蛋白質計 第1-3部
No.	TC/SC(幹事/提案国)	文書番号	新規プロジェクト又はプロジェクトの修正
5	TC1/p3 (ポーランド)	V1, V2, G18	「二か国語版電子用語集の設立と維持」の委託事項(ToR)の修正とG18の改定作業開始
6	TC3/SC5/p5 & p12 (米国/英国)	D29, D30	プロジェクト世話人の役割分担のBIMLへの変更
7	TC4/p1 & p8 (スロバキア)	D8	D8「標準器の選択、承認、使用、管理及び文書化に関する原則」を改定するプロジェクトの題名とToRの修正
8	TC5/SC2/p3 (ドイツ)	D31	「ソフトウェアで制御された計量器の一般要求事項:2008」の改定作業開始
9	TC8/SC1/p11 (ドイツ/米国)	R125	「タンク中の液体質量用計量システム:1998」の改定作業開始
10	TC8/SC7/p7 (オランダ/日本)	R139	水素ディスペンサーのための「自動車用圧縮ガス燃料の計量システム:2014」の改定作業開始
11	TC9/SC1/p1 (フランス/ドイツ/BIML)	R76	「非自動はかり:2006」の改定作業開始
12	TC9/SC2/p9 (英国/オランダ)	(新R)	「湾曲した滑り台を用いた連続式積算自動はかり」に関する勧告の作成作業開始
13	TC12/p1 (オーストラリア)	R46	「有効電力量計:2012」の改定作業開始
14	TC17/SC2/p3 (オーストラリア)	(新R)	近赤外線を用いた「糖度計」に関する勧告の作成作業開始

設計すべきであるというもので、これは10年かかってでも MAA 制度への移行が進まなかったという過去の苦い経験に基づいている。ちなみに産業技術総合研究所は R49 (水道メーター) と R117 (燃料油メーター) のカテゴリで OIML 基本証明書を、R60 (ロードセル) と R76 (非自動はかり) のカテゴリで MAA 証明書を発行している。

2.10 技術活動：最終国際文書案とプロジェクトの承認

今回の委員会では、表 1 に示す文書案と新規プロジェクトに対する承認が求められ、全て承認された。これらの文書案やプロジェクトの一部について 2.10.1 項以降に補足説明する。

2.10.1 TC 6 : R87 「包装商品の内容量」の最終国際文書案 (FDR)

TC 6 (包装商品) が担当する R87 については、2004 年の現行版を改定するための検討作業が続いていた。この過程で我が国は、新しい段階的サンプリング手法である附属書 H の提案や 2012 年の東京における TC 6 会議の支援など、数多くの貢献を行った。R87 の国際勧告案 (DR) は 2015 年に予備投票にかけられたが、多くの反対投票により否決された。その主な理由は、サンプリング手法に必要な基本定数を定めた表 2a 及び表 2b の違いが分かりにくいというものであった。以前、これらの表は一つであったが、国によって異なる検査手法に幅広く対応するために、我が国の提案により離散的なロット数に対する表 2a、及び広い範囲の任意のロット数に対応する表 2b に分割されたものである。そこで TC 6 は臨時の会議を 2016 年 1 月にブラジルで開催し、そこに参加した我が国代表は表 2a のみを残すことを提案して合意を得た。

このような過程を経て R87 (FDR) が今回の委員会に提出され、承認された。概して TC 6 では加盟国の意見が割れて承認に至らないことも多いが、今回の採決では 2 カ国が反対したのみであった。採決の後に南アフリカの TC 6 事務局から、R87 の改定作業に積極的に協力した日本、米国、スイス、ブラジルの専門家に対する謝意が表明された。

2.10.2 TC 11/SC 3 : (新) R147 「- 50℃から 2500℃までの温度範囲の黒体放射源」の最終国際文書案 (FDR)

2005 年から新勧告の作成作業が続けられ、この委員会で FDR が承認された。この過程では国際会議こそ開かれなかったが、我が国は多くのコメントを提出した。ここで黒体放射源 (黒体炉) については、多くの加盟国において法定計量管理の対象外であり、従って加盟国の関心も薄いという実態がある。しかし幹事国のロシアでは校正業務も法定計量管理対象であるという事情があるので、この勧告案の作成を積極的に進めてきた。

2.10.3 TC 17/SC 1 : R59 「穀物及び油脂種子の水分計」の最終国際文書案 (FDR)

R59 は、商取引される米や小麦などの穀物の水分含有量を測定するために生産・流通の場で用いられる穀物水分計について、技術基準や計量管理の手法を定めた国際勧告である。測定原理としては、水分による試料の導電率、静電容量又は赤外線透過率の変化から間接的に水分含有量を求める。これらの測定方法の一次標準としては、オープン乾燥法が用いられる。R59 については、小麦等の輸出国である米国、カナダ、オーストラリアが中心となって、2001 年より 1984 年版の改定作業が進められた。しかし比較的多量の試料の赤外線透過率から水分を測定する欧米方式と、少量の試料の電気抵抗率から小型の機器で測定する日本やアジア地域の方式との間で意見が一致せず、長い議論が続いてきた。この過程でわが国は、小型機器を用いるアジア地域の測定方式が不利にならないように意見を述べ、国際会議にも参加し続けてきた。この意見はおおむね取り入れられ、この勧告は欧米及びアジア地域の両方に適合する内容となった。

2.10.4 TC 17/SC 8 : (新) R146 「穀物及び油脂種子の蛋白質計」の最終国際文書案 (FDR)

この新しい勧告は、商取引される穀物の生産・流通の場で用いられる蛋白室計について、技術基準や法定計量管理の手法を定めたものである。測定原理は、試料の赤外線の透過率から間接的に蛋白室含有量を推定するというものである。一次標準となる絶対測定法には、ケルダール法又はデュマ法が用いられる。この勧

告案は、小麦等の輸出国である米国、カナダ、オーストラリアが中心となって提案され、オーストラリアが担当する事務局のもとで2003年から作成作業が始められた。しかし関係国の利害が一致せず、長い議論が続いた。この中で、わが国は日本やアジア地域の農産物の生産・流通過程で広く使われているケルダール法、及び我が国のメーカーが高い技術レベルをもっているデュマ法を対象範囲に入れることを要望した。しかし欧米諸国は、対象範囲を赤外線方式に限定することを望んだ。結果的に我が国の要望もある程度取り入れられ、ケルダール及びデュマの両方式共に間接的ではあるが勧告の対象範囲に入っている。

2.10.5 TC1：プロジェクト「新出版物：ニカ国語の電子用語集の設定およびメンテナンス」に関する修正提案

第48回委員会においてポーランドが担当するTC1(用語)は新たなプロジェクト(p3)の開始を提案した。このプロジェクトでは、VIML(国際法定計量用語集)とも呼ばれるOIML V1(2013年版)を補完するために、ホームページに電子的な用語集を用意する。この電子用語集の更新作業に伴う審査の手続きについては、TC1内のプロジェクト・グループがBIMLと連携しながら担当する。今回の委員会では、このプロジェクトの委託事項(ToR)の修正が承認された。その主旨は、今後V1と連動させてG18「OIML勧告及び文書で定義されるアルファベット順の用語集」もまた更新するというものであった。

2.10.6 TC4「標準器、校正及び検定装置」：プロジェクトの統合とD8の改定作業

TC4を担当するスロバキアより、既存の二つのプロジェクト(p1及びp8)を統合することが提案され承認された。この提案に基づき、今後はD8「標準器の選択、承認、使用、管理及び文書化に関する原則：2004年」の改定作業が開始されることになる。

2.10.7 TC5/SC2：D31「ソフトウェア」改定のための新プロジェクト

D31「ソフトウェア制御計量器のための一般要件：2008年」は、計量器に組み込まれるソフトウェアへの要件及びその認証方法について、OIMLの基本的な考

え方、及び各種の国際勧告(R)に組み込むことができる要件の「ひな形」を提示した参考文書である。電子化された計量器の普及に伴って、OIML勧告におけるソフトウェアに関する要求事項は分野を問わず重要となりつつある。SC2事務局を担当するドイツにより、現行文書の改定作業を開始するプロジェクトが提案され承認された。

2.10.8 TC8/SC1「静的体積および質量測定」：R125改定のための新プロジェクト

米国のNISTは、R125「タンク中の液体質量用計量システム：1998年」の改訂作業の開始を提案し承認された。TC8/SC1の事務局はドイツPTBが担当する。R125は、タンクに蓄えられた液体の質量を、液体によって発生する静水圧、又は液中の物体に生じる浮力から間接的に求める計量器に対する技術基準を定めたものである。ちなみに米国は、第50回委員会において同じくTC8/SC1が担当するR71「定置型貯蔵タンク：2008年」、及びR85「定置型貯蔵タンクの液面測定用自動液面計：2008年」を改定するプロジェクトを提案し、承認を受けている。

2.10.9 TC8/SC7「ガス燃料の計量」：R139改定のための新プロジェクト

我が国はTC8/SC7を担当するオランダと連携して、R139「自動車用圧縮ガス燃料の計量システム：2014年」の改訂プロジェクトを提案した。その目的は、CNG(圧縮天然ガス)ディスペンサーを主な対象としたR139現行版に対して、近い将来に普及が見込まれる水素ディスペンサーに関する要求事項を取り入れることにある。このプロジェクト提案に備えて、我が国は2015年9月と2016年7月に欧州への調査団を派遣し、BIMLや関係諸国(ドイツ、オランダ、英国、フランス)との意見交換を行った。

このプロジェクトの提案書は委員会資料として公開され、ここには水素ディスペンサーへの対応に必要な技術的な追加要件が付属文書として含まれていた。この提案書に加えて、今回の委員会では我が国代表がこのプロジェクトに関するプレゼンを行った。そして本委員会において、このプロジェクトは満場一致で承認された。委員会の後の11月上旬には、オランダからSC7加盟国へ対してR139改定の方針に関する意向調

査が送付された。そして今後の改定方針について話し合うために、プロジェクト・グループ会議を2017年2月に横浜で開催することが提案された。

2.10.10 TC9/SC1「非自動はかり」：R76改定のための新プロジェクト

2015年にBIMLが行った既存文書の定期的見直し作業の結果を踏まえて、R76「非自動はかり：2006年」の改訂作業開始のためのプロジェクトが承認された。この作業では検定の手続きを定めた第4部を追加することが提案されたが、これは今後のOIML勧告の作成・改定作業における新しい流れとなることが予想される。しかし第4部の提案は議論を呼び、多くの国がその有用性は認めたものの、検定制度は各国が独自に管理しているため、あくまでも参考書に留めるべきであるという意見が多かった。

2.10.11 TC9/SC2「自動はかり」：新しい自動はかりに関する新プロジェクト

第50回委員会においてオランダは、R50「連続式積算自動はかり」を基礎としてはいるが別種の新しい勧告Rxx「自動はかり」を作成するプロジェクトを提案した。これはR50のようなベルトを使わず、湾曲した鉛直方向の滑り台（通路）の中を落下する試料が通路壁に与える遠心力を検知して、試料の質量を連続的に求めるという新しい原理に基づいた自動はかりである。このような計量器は既に実用化されており、オランダでは法定計量管理の対象とすべく検討が進められている。しかし第50回委員会では多くの加盟国がこのような計量器の存在を知らなかったことから、時期尚早としてこのプロジェクトは見送られた。その後オランダはCECIPとも連携してこのような自動はかりに関する情報提供に努め、技術的な記事をOIML機関誌に発表した。そして今回の委員会において、再度提案された新プロジェクトが承認された。

2.10.12 TC12：R46「有効電力量計」改定のための新プロジェクト

TC12（電気量の計量器）を担当するオーストラリアから、R46「有効電力量計：2012年」を改訂するプロジェクトが提案され承認された。ちなみにR46の改定作業再開にともなう基本方針について話し合うために、

2016年5月にはオランダでプロジェクト・グループ会議が開催され、我が国からも専門家が参加した。

2.10.13 TC17/SC2「糖度計」：新種の糖度計に関するプロジェクト

TC17/SC2を担当するオーストラリアより、農産物や食品中の糖分含有量を測定するための近赤外線を用いた新種の計量器について、新しい勧告を作成するプロジェクトが提案され承認された。SC2は既にR142「自動糖度計：検定の方法及び手段：2008年」を発行しているが、これは糖を含んだ液体の屈折率の違いを検出するもので、基本原理が異なる。

2.11 技術活動：同符号ルールに関する議論

2014年より、三木第二副委員長と産業技術総合研究所内のTC8（流体量の計測）事務局により、OIML加盟国における「最大許容誤差(MPE)の不当利用防止に関するルール」に関する調査が行われた。このルールは通称「同符号ルール」とも呼ばれ、消費者保護のために計量器の器差をMPEの上限近くに意図的に設定することを禁じるものである。このようなルールは既に日本、米国、欧州、及びR137（ガスメーター）など一部のOIML文書に導入されているが、OIMLとして統一された見解はない。そこで今回の委員会では、我が国の調査結果に基づき、MPEの不当利用を防ぐOIMLの基本的な考え方について以下の決議が行われた。

決議2016/29：委員会は、技術員会と小委員会の事務局及びプロジェクト・グループの世話人に対して、担当するカテゴリーのOIML勧告が作成又は改定される際に、もし該当するならば、計量器が最大許容誤差を不当に利用、又は特定団体の利益を擁護することが無いように徹底させる要件が含まれるように指導し、更に、事務局がこの決議の履行を監視するように指導する。

3 第15回 国際法定計量会議の報告

OIML総会の概要を以下に報告する。ただし、CIML委員会における決定事項の追認や報告が多いため、重複する内容は省略した。

3.1 総会の概要

今回の第15回 OIML 総会は、2016年10月19～20日の日程において CIML 委員会と同じ会場にて開催された。この総会には CIML 委員会に参加したメンバーの多くが参加し、我が国からも6名が参加した。総会の議長は、フランス CIML 委員であるコリーヌ・ラゴテリ (Corinne Lagauterie) 氏が、副議長はカナダのアラン・ジョンストン (Alan Johnston) 氏が担当した。

3.2 2013～2016年の CIML 及び BIML の活動報告

CIML 委員長のメイソン氏及び BIML 局長のパトレ氏が報告を行った。この中で、BIML への業務監査においては、2011年以降のパトレ局長の功績が高く評価された。BIML 副局長のダンミル氏は、第14回総会以来の OIML と連携する他の国際組織との協力に関する報告を行った。

パトレ氏より、第14回総会以降の OIML の技術活動について総括的な報告が行われた。第14回総会以降、現在の OIML 基本証明書制度および MAA 制度を改革し、新しい OIML-CS を設立するための活発な議論が、毎年の委員会において行われてきた。総会では第一副委員長のシュワルツ氏と BIML のルイス・ムシオ (Luis Mussio) 氏より、証明書制度の動向について報告があった。途上国のための CEEMS 活動については、メイソン氏より報告が行われた (2.6項も参照)。

3.3 現会計期間に関する報告

パトレ氏より現会計期間 (2013～2016年) の予算報告があった。その中で注目すべき出来事として、BIML はこの期間にその古い建物と施設の修繕と刷新を積極的に行った。修繕・刷新された項目は多岐にわたり、建物や機器のみならず OIML ホームページの内容にまで及んだ。予算運用について BIML は、IPSAS の発生主義会計に基づいた会計手法を採用し、堅実な運用を心がけてきた。OIML 年金制度はかつて OIML 予算の大きな懸念事項であったが、既に2011年にその制度は廃止されている。

OIML 条約 (B1) 第25条に基づいた現会計期間の剰余金の扱いについて議論があり、内部留保金に追加することが決議された。また次期会計期間 (2017～2020年) に発生する剰余金の扱いについても議論があり、加盟国への返却や会費の値下げも含めた様々な提案が

あった。結果的に、今後の剰余金は原則として OIML が実施する研修等の活動に充当することとなった。更に剰余金の取り扱いの原則について、長期的な検討を続けることを確認した。そして現会計期間の決算が、外部監査人による審査も経た上で承認された。

3.4 次期会計期間に対する予算案の承認

既に CIML 委員会で提案があったとおり (2.5項)、次期会計期間の予算案が承認された。その結果、基本分担金の額は変わらないが、加盟国のクラス分けが見直された。なおクラスの見直しと決定は総会のみにおいて行われ、その決定は基本的に人口に基づくが、一人当たりの国民総所得 (GNI) を勘案して上下に調整される。

3.5 OIML 出版物の最終承認

前回の総会以降、第48～51回 CIML 委員会で承認された合計26の出版物が全て最終承認された。なお B1 の規定では、最終文書案が CIML 委員会で承認されれば、4年に一度の総会における最終承認を待たずに文書を発行し利用することが認められている。

3.6 OIML 条約の解釈

第50回委員会において BIML は、OIML 条約 (B1) の第13条、第4段落の新たな解釈に関する決議案が承認された。その背景としては、長い期間連絡が取れない CIML 委員がいるため、投票における定足数 (投票が成立するための最低の回答数/出席数) が OIML 条約の規定を満たすことができず、特に3/4の定足数が必要な全 CIML 委員による投票では大きな障害となっている。第50回委員会の決議をもとに BIML は、このような CIML 委員を定足数の算定から外すという第13条の新たな解釈を今回の総会へ提案し、承認された。

4 表 彰

今回の OIML 表彰 (メダル) は、2016年2月に急逝した元 BIML 副局長の故クール氏に授与された。会場ではクール氏の妻に代わって、同氏の出身国オランダの CIML 委員であるアネック・スプロンセン (Anneke J. M. van Spronssen) 氏がメダルを受け取った。「法定計量に対する顕著な貢献賞」については、ケニアの貿易標準管理機構に授与された。

5 今後の委員会・総会

第52回 CIML 委員会（2017年10月）については、コロンビアがカルタヘナ（Cartagena）で開催することを提案した。第53回 CIML 委員会（2018年）については、シュワルツ氏がドイツのハンブルグ（Hamburg）で開催することを提案した。第16回 OIML 総会（2020年）の開催地は今後の CIML 委員会において決定される。

6 おわりに

最近の OIML では途上国支援活動がより重要な役割となりつつあり、OIML と地域計量機関との連携、その中で我が国の貢献も求められている。また証明書制度の改革が大きな課題となっているが、これはあ

る意味では10年前に MAA 制度が発足した際の議論の繰り返しであり、当時積み残した課題が再び俎上へ上がっているという印象を受ける。これは各国の文化や歴史に深く根ざした法定計量管理制度において、科学だけでは割り切れない国際統合の難しさを感じさせる動きの一つである。

開催地であるストラスブールはドイツとの国境に接している。過去には何度も主権国家が交代し、多くの紛争に巻き込まれた。そのような背景からこの街にはフランスとドイツ双方の歴史的な風景や建築物が残っており、食べ物にも両国の影響が大きい。このような国際紛争を乗り越えてきた経験を生かし、今では欧州連合も含めたいくつかの国際機関の本部が置かれている。

7 略称一覧（略称／日本語名／原語名）

ACP-EU TBT Program :

アフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP）－欧州委員会（EU）：貿易の技術的障害（TBT）のための計画／African, Caribbean and Pacific Group of States - European Union, Technical Barrier to Trade Program

AFRIMETS: アフリカ内計量システム／Intra-Africa Metrology System

APLMF : アジア太平洋法定計量フォーラム／Asia-Pacific Legal Metrology Forum

BIML : 国際法定計量事務局 (OIML)／International Bureau of Legal Metrology

BIPM : 国際度量衡局／International Bureau of Weights and Measures

CBKT : BIPM の途上国支援活動／Capacity Building and Knowledge Transfer Program

CECIP : 欧州はかり製造事業者協同組合／European Association for National Trade Organisations representing the European Manufacturers of Weighing Instruments

CEEMS : 計量制度の整備途上にある国及び経済圏／Countries and Economies with Emerging Metrology Systems

CIML : 国際法定計量委員会 (OIML)／International Committee of Legal Metrology

CIPM : 国際度量衡委員会／International Committee for Weights and Measures

CIPM MRA : 計量標準の国際相互承認協定／CIPM Mutual Recognition Arrangement

COOMET : 欧州・アジア国家計量標準機関協力機構／Euro-Asian Cooperation of National Metrological Institutions

CPR : 参加資格審査委員会 (OIML MAA 制度)／Comitte on Participation Review

CSPG : 証明書制度プロジェクト・グループ (OIML 証明書制度)／Certificate System Project Group

EURAMET : 欧州国家計量標準機関協会／European Assosiation of National Metrology Institutes

GSO : 湾岸協力会議標準化機構／GCC Standardization Organization

GULFMET : 湾岸計量機構／Gulf Association for Metrology

IAF : 国際認定フォーラム／International

	Accreditation Forum		error
IEC :	国際電気標準会議 / International Electrotechnical Commission	OIML :	国際法定計量機関 / International Organization for Legal Metrology
ILAC :	国際試験所認定協力機構 / International Laboratory Accreditation Cooperation	OIML-CS :	基本証明書制度と MAA に代わる新しい OIML 証明書制度 / OIML Certification System
IPSAS :	国際公会計基準 / International Public Sector Accounting Standards	OPTC :	OIML の試験的研修センター (中国) / OIML Pilot Training Center
ISO :	国際標準化機構 / International Organization for Standardization	prMC :	予備運営委員会 (OIML-CS) / provisional Management Committee
ITC :	国際貿易センター / International Trade Center	PTB :	ドイツ物理工学研究所 / Physikalisch Technische Bundesanstalt
ITU :	国際電気通信連合 / International Telecommunication Union	RLMO :	地域法定計量機関 / Regional Legal Metrology Organization
DCMAS :	計量・認定・標準化分野における対途上国援助合同調整委員会 (BIPM) / (Joint Committee on) Network on Metrology, Accreditation and Standardization for Developing Countries	SIM :	アメリカ全大陸計量システム / Inter-american System of Metrology
KCDB :	基幹比較データベース (BIPM) / BIPM key comparison database	TC/SC/PG :	技術委員会 / 小委員会 / プロジェクト・グループ (OIML)
NATA :	オーストラリア検査機関協会 / National Association of Testing Authorities	ToR :	委託事項、合意事項 / Terms of Reference
NIST :	米国標準技術研究所 / National Institute of Standards and Technology	UNECE :	国連欧州経済委員会 / UN Economic Commission for Europe
NMIJ :	計量標準総合センター (日本) / National Metrology Institute of Japan	UNIDO :	国連工業開発機関 / UN Industrial Development Organization WD, CD, DR,
NMRO :	英国計量規制局 (旧名 : NMO, NWML) / National Measurement and Regulation Office	FDR :	OIML 国際勧告の作業草案、委員会草案、国際勧告案、最終国際勧告案 / Working Draft, Committee Draft, Draft Recommendation and Final Draft Recommendation
MAA :	計量器の型式評価国際相互受入れ取決めの枠組み (OIML) / Mutual Acceptance Arrangement	WELMEC :	欧州法定計量協力機構 / European Cooperation in Legal Metrology
MPE :	最大許容誤差 / Maximum permissible	WTO :	世界貿易機関 / World Trade Organization